

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和8年8月28日

金 曜 日

第5562号

目次

公安委員會規則

- 富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

公 告

- | | |
|-----------------------------|----|
| ○物品等の売却に係る一般競争入札の実施 | 3 |
| ○落札者等の公示 | 8 |
| ○富山県企業局の物品等調達に係る一般競争入札の実施 | 9 |
| ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 | 12 |
| ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 | 18 |
| ○開発行為の工事完了 | 21 |

規則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月28日

富山県公安委員会委員長 庵 栄伸

富山県公安委員会規則第6号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 高岡運転免許更新センターにおける特定免許情報の記録に係る申請の受理を行う日及び時間は、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午前10時まで及び午後 2 時30分から午後 3 時までとし、警察署においては、月曜日から金曜日までの午前 9 時30分から午前11時30分まで及び午後 1 時30分から午後 3 時30分までとする。

第44条の4第8項中「第1項、第2項及び第5項」を「第1項及び第2項」に改

め、同条第10項を第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 第5項の規定に係る申請等の受理を行う日及び時間は、運転免許センターにおいては、休日以外の月曜日から金曜日は午前10時から午前11時まで及び午後2時から午後3時まで、日曜日は予約者のみ午前10時30分から午前11時00分まで及び午後2時から午後2時30分までとする。

11 第5項の規定に係る運転経歴情報の記録に関する申請の受理を行う日及び時間は、高岡運転免許更新センターにおいては、休日以外の月曜日から金曜日の午前9時から午前10時まで及び午後2時30分から午後3時までとし、警察署においては、休日以外の月曜日から金曜日の午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後3時30分までとする。

別表中、

市道 上富居42号線	富山市上富居字大百苅 275番1地先から 富山市上富居字大百苅 229番16地先まで
---------------	---

を

市道 上富居42号線	富山市上富居字大百苅 275番1地先から 富山市上富居字大百苅 229番16地先まで
市道 青島小倉線	富山市婦中町十五丁地内 十五丁交差点から 富山市婦中町青島地内 新保大橋上青島小倉線終点まで
市道 新保10号線	富山市新保地内 新保大橋上新保10号線起点から 富山市新保地内 新保文化会館前交差点まで

に、

町道 曾我3号線	中新川郡立山町利田 204番3から 中新川郡立山町利田 204番2まで
-------------	--

を

町道 曾我3号線	中新川郡立山町利田 204番3から 中新川郡立山町利田 204番2まで
-------------	--

町道 女川新浦田線	中新川郡立山町辻地内 辻（南）交差点から 中新川郡立山町辻虫塚16番2先まで
町道 二ツ塚辻線	中新川郡立山町辻虫塚16番2先から 中新川郡立山町二ツ塚 二ツ塚交差点まで

に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

公 告

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和8年8月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 売却物品等の名称及び数量

乗用自動車 富山300す999 1台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

令和8年11月6日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和8年8月28日から令和8年9月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限

令和8年9月18日（金） 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札及び開札日時

令和8年9月29日（火） 午前11時00分

- (2) 入札及び開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁入札室（本館1階）

- (3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令

(昭和22年政令第16号) 第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和8年8月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 売却物品等の名称及び数量

スノーローダー 富00の1588 1台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

令和8年11月6日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和 8 年 8 月 28 日から令和 8 年 9 月 11 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

令和 8 年 9 月 18 日（金） 午後 5 時 15 分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

令和 8 年 9 月 29 日（火） 午前 11 時 30 分

(2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県庁入札室（本館 1 階）

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年8月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

富山県立中央病院医事会計システム等更新及び運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号

3 落札者の相手方を決定した日

令和8年7月30日

4 落札者の相手方の氏名及び住所

富士通 Japan 株式会社 富山市牛島町 9 番 5 号 D タワー富山

5 落札金額

290,620,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例政令第 6 条の公告を行った日

令和 8 年 6 月 19 日

富山県企業局の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県企業局の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 28 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による

(3) 納入期限

令和 9 年 2 月 26 日

(4) 納入場所

富山県和田川水道管理所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成 29 年富山県告示第 174 号）第 1 の規定に該当しないものであること。

- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成29年富山県告示第174号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類（応札仕様書）を入札説明書に記載する期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-0094 富山市安住町2番14号

富山県企業局経営管理課管財係（電話076-444-2139）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和8年8月31日（月）から同年9月11日（金）までの間の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに、前記(1)の場所及び富山県のホームページ（下記 URL）（以下「ホームページ」という。）で配付する。

(<https://www.pref.toyama.jp/7100/sangyou/nyuusatsu/buppin/tokuteir8.html>)

- (3) 応札仕様書等の提出期限

令和8年9月30日（水）午後5時15分

- (4) 入札書の提出期限

令和8年10月13日（火）午後5時15分

※郵送は書留郵便とし、受領期限内必着とする。

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 令和 8 年 10 月 14 日（水）午前 11 時 00 分
- (2) 開札場所 〒930-0094 富山市安住町 2 番 14 号北日本スクエア 10 階
富山県企業局第 1 会議室
- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係らない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained :
High-performance liquid chromatography mass spectrometry (LC-MS/MS),
one set.
- (2) Time limit of tender
5:15 p.m. 13 October 2026
- (3) Contact point for notification :
Management Division
Public Enterprises Bureau
Toyama Prefectural Government
2-14 Azumicho, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-0094 Japan
Telephone: 076-444-2139

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1

項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年8月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

入善ショッピングタウン 下新川郡入善町上野1286番地 他8筆

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社、株式会社グリーンステージ、株式会社ケイアンドケイ、有限会社島田、有限会社上原鮮魚店、サハラ水産株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 代表取締役社長 大野 実 射水郡大門町流通センター水戸田3丁目4番地 ほか6

(変更後) アルビス株式会社 代表取締役社長 池田 和男 射水市流通センター水戸田3丁目4番地 ほか5

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エーシーシー株式会社 代表取締役 笹田 悦郎 射水郡大門町流通センター水戸田3丁目4番地 ほか7

(変更後) エーシーシー株式会社 代表取締役 池田 和男 射水市流通センター水戸田3丁目4番地 ほか6

4 変更の日 平成17年11月1日 ほか

5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者及び小売業者変更のため

6 届出の日 令和8年8月13日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年8月28日から令和8年12月28日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を

有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年8月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

フェアモール富山 富山市上富居字大百苅 239番地

2 店舗を設置する者 ユニー株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ホットランド 代表取締役 佐瀬 守男 東京都中央区新富1-9-6 ザ・パークレックス新富町4F ほか25

（変更後）株式会社ホットランドホールディングス 代表取締役 佐瀬 守男 東京都中央区新富1-9-6 ザ・パークレックス新富町4F ほか25

4 変更の日 令和7年4月1日 外

5 変更の理由 小売業者の名称、代表者及び住所の変更ならびに入退店のため

6 届出の日 令和8年8月17日

- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和8年8月28日から令和8年12月28日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年8月28日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
ピアゴ小矢部店 小矢部市今石動二丁目3 外16筆
- 2 店舗を設置する者 ユニー株式会社
- 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 ほか4

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田

町1番地 ほか5

- 4 変更の日 令和6年12月12日 外
- 5 変更の理由 小売業者の代表者の変更及び入店のため
- 6 届出の日 令和8年8月17日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和8年8月28日から令和8年12月28日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年8月28日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテ UNY 砺波店 砺波市太郎丸3丁目69番地
- 2 店舗を設置する者 株式会社アセット・プロパティマネジメント
- 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社藤岡園 代表取締役 藤岡 啓一 射水市黒河3235 ほかに
10

(変更後) 株式会社藤岡園 代表取締役 藤岡 啓一 射水市黒河3235 ほかに
9

4 変更の日 令和6年7月16日 外

5 変更の理由 小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに退店のため

6 届出の日 令和8年8月17日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年8月28日から令和8年12月28日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年8月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

MEGA ドン・キホーテ UNY 魚津店 魚津市住吉 600番地

2 店舗を設置する者 ユニー株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社藤岡園 代表取締役 藤岡 啓一 射水市黒河3235 ほか
10

(変更後) 株式会社藤岡園 代表取締役 藤岡 啓一 射水市黒河3235 ほか
11

4 変更の日 令和8年3月17日

5 変更の理由 小売業者の入店のため

6 届出の日 令和8年8月17日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年8月28日から令和8年12月28日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出する
ことができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1
項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定によ
り次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年8月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ上北島店 高岡市上北島 241番1 ほか

2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ

3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ

4 新設の日 令和9年5月12日

5 店舗面積の合計 1,292m²

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物東側 2箇所／45台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側 2箇所／25台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南東側／28m²(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南東側／6.70m³

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時及び翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～翌午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5箇所／駐車場①敷地北側2箇所、駐車場①敷地東側1箇所ほか2

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

8 届出の日 令和8年8月10日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和8年8月28日から令和8年12月28日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出する

ことができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年8月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス新金屋店 魚津市新金屋一丁目1201番 他

2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品

3 店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品

4 新設の日 令和9年4月11日

5 店舗面積の合計 1,311㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地西側／5台、隔地駐車場敷地／39台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北西側／12台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北側／40㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北側／11.24㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時及び午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4箇所／建物敷地西側2箇所、隔地駐車場敷地東側1箇所、隔地駐車場敷地西側1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

8 届出の日 令和8年8月10日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和8年8月28日から令和8年12月28日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年8月28日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市今井579番1			富山市婦中町蔵島1番地23 エルミタージュ205号	金木 大成

射水市今井579番 2 及び 580番			射水市今井584番地	金木 昭弘
------------------------	--	--	------------	-------